

## 令和3年度 当初予算主な事業

事業名	地域福祉計画策定事業		
予算額	3,300	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的</p> <p>社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項</li> <li>2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発展に関する事項</li> <li>3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</li> </ol> <p>○ 事業概要</p> <p>「第3期京田辺市地域福祉計画」が令和3年度に計画年度が終了することから、「第4期京田辺市地域福祉計画」を以下のスケジュールにて策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度 アンケート調査実施</li> <li>・令和3年度 計画策定業務</li> </ul> <p>○ 参考</p> <p>社会福祉法 (市町村地域福祉計画)</p> <p>第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</li> <li>二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項</li> <li>三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</li> <li>四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</li> <li>五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項</li> </ol> <p>2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。</p> <p>3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。</p>		
担当所属名	健康福祉部社会福祉課	直通電話番号	63 - 1127


## 令和3年度 当初予算主な事業

事業名	成年後見制度利用促進事業（中核機関の設置準備）		
予算額	528	千円	新規・拡充 継続の別  新規
事業内容	<p>○ 目的</p> <p>成年後見制度利用促進法（平成28年5月施行）・成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定）の中で、令和3年度末までに成年後見制度を活用し、障がい者や認知症高齢者の財産管理だけでなく、地域での日常生活等を社会全体で支える仕組み（権利連携ネットワークの構築や協議会）、その「中核機関」の整備が市町村に求められている。</p> <p>本事業は、本市における成年後見制度利用促進に向けて、「広報・啓発」・「相談」・「制度利用促進（受任調整や市長申立事務）」・「後見人支援」と権利連携ネットワークの構築を目的に事業を展開する。</p> <p>○ 事業概要</p> <div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"><b>広報</b></div> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 制度利用促進に資する広報啓発活動を行う</li> </ul> <div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"><b>相談</b></div> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 本人や家族、支援関係者からの相談に応じる</li> </ul> <div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"><b>制度利用促進</b></div> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 受任調整や市長申立事務を行う</li> </ul> <div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"><b>後見人支援</b></div> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 後見人への相談などを行う</li> </ul> <p>※上記内容を段階的に進めていく。</p>		
担当所属名	健康福祉部 社会福祉課・高齢者支援課 障がい福祉課・子育て支援課	直通電話番号	64 - 1371

## 令和3年度 当初予算主な事業

事業名	商業施設を活用した子育て支援拠点の整備事業		
予算額	33,677	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的 誰もが気軽に立ち寄り相談できる子育て支援拠点を整備し、構築した子育て支援の体制により、安心して子どもを産み育てられる環境を整える。</p> <p>○ 事業概要 令和3年度末で賃貸借契約が満了する「地域子育て支援センター松井山手」をJR松井山手駅周辺エリアの商業施設に移転する。 これにより、「地域子育て支援センター松井山手」の事業を継続するとともに、各種子育てに関する講習会等を実施し、子育て世帯や妊娠中の方などが気軽に立ち寄ることができる子育て支援の拠点とする。</p> <p>【開設】令和4年度</p> <p>【主な実施予定事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域子育て支援センター事業 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業の実施。</li> <li>■ 子育てに関する講習会等 妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない子育てに関する講習会等の実施。</li> <li>■ 親子教室 同年代の親子で交流を深めたり、子どもへの関わり方、遊び方等を楽しく体験できる教室の実施。</li> </ul>		
担当所属名	健康福祉部子育て支援課	直通電話番号	64 - 1376

## 令和3年度 当初予算主な事業

事業名	子育て応援ガイドブック概要版作成事業		
予算額	231	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的</p> <p>市民の方に本市の子育て情報を手軽に入手していただくため、本市ホームページ「京たなべでde子育て」の各ページにリンクできるQRコード付きの子育て応援ガイドブック概要版を作成する。</p> <p>○ 事業概要</p> <p>子育て支援課窓口での、出生、転入手続き時にこの概要版を配布する。</p> <p>また、この概要版には内ポケットが付いているため、窓口手続き時に配布される各種書類を挟んでファイルとしても利用していただく。</p>		
			
担当所属名	健康福祉部子育て支援課	直通電話番号	64 - 1376

## 令和3年度 当初予算主な事業

事業名	はぐはぐ赤ちゃん応援事業		
予算額	5,500	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的 子どもが生まれた家庭を祝福し健やかな成長を願うと共に、子育てに伴う家庭の負担軽減の一助とし、誰もが安心して育児することができる環境づくりを目指す。 また、乳幼児のいる家庭において、防災に必要な用品を備えておくことが重要である中、防災に必要な用品を配布品に含めることにより、防災意識の向上を図り、非常時の備えとして役立てていただく。</p> <p>○ 事業概要  <b>【事業内容】</b>                      子どもが誕生した家庭に、子育てに役立つ用品をお届けするもの  <b>【対象者】</b>                      令和3年4月1日以降に生まれた子どもの保護者  <b>【実施方法】</b>                      乳幼児健診等の際に、子育てに役立つ用品リストを配布し、各家庭より申し込んでいただきお届けする。  <b>【予定用品】</b>                      災害等の非常時において、子どものいる家庭で役立つ用品</p>		
担当所属名	健康福祉部子育て支援課	直通電話番号	64 - 1377

## 令和3年度 当初予算主な事業

事業名	新生児聴覚検査費用助成事業						
予算額	2,412	千円	新規・拡充 継続の別				
事業内容	<p>○ 目的</p> <p>新生児の聴覚障害の早期発見・早期療育により、音声言語発達等への影響を最小限に抑えられるよう、すべての新生児を対象に、新生児聴覚検査に要する費用の一部を助成する。</p> <p>○ 事業概要</p> <p>生後28日以内の新生児が受ける新生児聴覚検査の費用の一部を助成する。助成回数は新生児1人につき1回を対象とし、下記の上限額までを助成する。当該保護者の手続きを簡便化するために、医師会等と委託契約を結び、当該保護者に対して支払うべき給付費は委託医療機関からの請求により委託医療機関へ支払う。</p> <p><b>【助成上限額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ABR又はAABR（聴性脳幹反射）：4,020円</li> <li>・ OAE（耳音響放射）：1,500円</li> </ul> <p><b>【対象者】</b></p> <p>令和3年4月1日以降に出生した京田辺市に住民票を有する生後28日以内の新生児（ただし、早産等の理由により生後28日までに検査が実施できない場合はこの限りではない）</p> <p><b>【予算措置】</b></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">新生児聴覚検査委託料</td> <td style="text-align: right;">2,010千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">新生児聴覚検査助成金</td> <td style="text-align: right;">402千円</td> </tr> </table>			新生児聴覚検査委託料	2,010千円	新生児聴覚検査助成金	402千円
新生児聴覚検査委託料	2,010千円						
新生児聴覚検査助成金	402千円						
担当所属名	健康福祉部子育て支援課	直通電話番号	64 - 1377				

## 令和3年度 当初予算主な事業

事業名	産後ケア事業（短期入所型・通所型）		
予算額	1,386	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的 出産後の母親並びにその新生児及び乳児に対し、分娩施設退院後の一定の期間において、病院、助産所又は対象者の居宅において、助産師等の専門職（看護職）が中心となり、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子ととの家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とする。</p> <p>○ 事業概要  <b>【事業の対象者】</b>                      本市に住所を有する出産後の母親とその新生児および乳児                      ①産後に心身の不調又は育児不安等がある者                      ②その他特に支援が必要と認められる者                      （※ただし入院加療を要しない者）</p> <p><b>【事業の内容】</b>                      従来の居宅訪問型（アウリーチ型）に加え、短期入所型（ショートステイ型）、通所型（デイサービス型）を実施する。</p> <p>1 実施の方法                      ①短期入所型（ショートステイ型）【拡充】：医療機関や助産所等に数日間入所し、心身のケア等を実施                      ②通所型（デイサービス型）【拡充】：施設等において、日中来所した利用者へケア等を実施                      ③居宅訪問型（アウリーチ型）：利用者の自宅において助産師等が訪問し、保健指導やケアを実施</p> <p>2 ケアの内容                      ①母親の身体的ケア及び保健指導、栄養指導                      ②母親の心理的ケア                      ③適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む。）                      ④育児の手技についての具体的な指導及び相談                      ⑤生活の相談、支援</p> <p><b>【利用日数・時間】</b>                      ①短期入所型：7日以内（10:00～翌10:00）                      ②通所型：7日以内（10:00～18:00）                      ③居宅訪問型：3日以内（2.5～3時間/日）</p> <p><b>【利用期間】</b>                      利用対象となる乳児の産後概ね4か月未満                      （居宅訪問型は、産後1年まで）</p>		
担当所属名	健康福祉部子育て支援課	直通電話番号	64 - 1377

## 令和3年度 当初予算主な事業

事業名	高齢者応援事業		
予算額	5,080	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>新規</p> <p>○ 目的</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行により、感染拡大防止を図るための3密回避など行動変容が求められている中、市敬老会についても開催方法や継続の可否等、今後のあり方について検討する必要があることから敬老会対象者に対してアンケート調査を実施。その結果、回答者の8割以上が「別事業に転換した方がよい」を選択したことから現行の敬老会を廃止し、アンケートの意見や今後の社会的ニーズを踏まえて、以下の3事業を実施することにより、高齢者がいつまでも住み慣れた地域でいきいきと暮らしていただくことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 独居高齢者等24時間安心見守り事業対象者拡大</li> <li>2. 高齢者社会参加促進事業</li> <li>3. 高齢者生活応援事業</li> </ol> <p>○ 事業概要</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 独居高齢者等24時間安心見守り事業の対象者拡大            現行の独居高齢者等24時間安心見守り事業の対象者の要件を緩和し、85歳以上の在宅高齢者であれば、昼間独居（夜間同居）であっても緊急通報装置の設置を認めるもの。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 85歳以上の京田辺市民（約2,300人）</li> <li>・内容 緊急通報装置の貸与</li> </ul> </li> <li>2 高齢者社会参加促進事業            京田辺市商工会主催のワンコインバル及び（仮称）京田辺市民まつりで使えるチケットを70歳以上の希望する高齢者に配布することにより高齢者の外出するきっかけ及び地域活性化につなげるもの。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 70歳以上の京田辺市民（約14,000人）</li> <li>・内容 チケットの配布</li> <li>・配布額 1,000円</li> </ul> </li> <li>3 高齢者生活応援事業            高齢化の進展に伴い、高齢者世帯が増加しておりソファやタンス等の大型用品の移動や搬出ができず困っているケースが増えているが、介護保険等の公的サービスでは解決できないことから、京田辺市シルバー人材センターの当該請負業務と連携することにより、高齢者のお困り事の解消（生活支援）を図るもの。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 70歳以上の京田辺市民（約14,000人）</li> <li>・内容 費用補助</li> <li>・補助額 3,000円まで（1年1回限り）</li> </ul> </li> </ol>		
担当所属名	健康福祉部高齢者支援課	直通電話番号	63-1307



## 令和3年度 当初予算主な事業

事業名	健康増進計画・食育推進計画策定事業		
予算額	2,838	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的 現計画期間が令和3年度で終了するため、第2期計画策定に向けて策定業務の委託をする</p> <p>○ 事業概要 令和2年度から3年度の2年間で計画策定を実施。第一段階として市民へアンケート調査等を実施し、現状の課題点の分析等を行い、計画策定に向けたデータ収集を行う。</p> <p>○ 実施方法          &lt;令和2年度&gt;          市民へのアンケート調査・集計・分析          健康づくり推進協議会での意見を集約（2回実施）          アンケート報告書の印刷製本</p> <p>         &lt;令和3年度&gt;          健康づくり推進協議会（4回実施）・庁舎内ワーキング部会等での意見を集約          パブリックコメントの実施          骨子の作成          計画書及び概要版の印刷製本</p>		
担当所属名	健康福祉部健康推進課	直通電話番号	64 - 1335

## 令和3年度 当初予算主な事業

事業名	新型コロナウイルス感染症予防接種事業		
予算額	202,876	千円	新規・拡充 継続の別
事業内容	<p>○ 目的 新型コロナウイルスワクチンを接種することで、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止及び重症化予防を図る。</p> <p>○ 事業概要 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により市町村が実施主体となり予防接種を実施する。</p> <p>対象者：市内に居住する16歳以上の者          実施期間：令和3年2月17日から令和4年2月28日まで          接種方法：集団接種及び個別接種          自己負担額：無料（接種券を対象者に送付する。）</p>		
担当所属名	健康福祉部健康推進課 新型コロナウイルス予防接種対 策室	直通電話番号	34 - 1955